

飛驒市教育委員会事務点検評価実施要領

平成21年3月10日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく飛驒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行い、飛驒市における教育の推進体制を充実させ、教育水準の向上を図り、もって市民の期待に応えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(評価事項)

第2条 教育委員会は、前年度の教育委員会の事務について、次の各号に掲げる内容の点検評価を実施する。

- (1) 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
- (2) 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果
- (3) 前年度点検評価結果への対応状況 前年度の点検評価結果が、次項第3号及び第4号に定める評価であった事務事業に対する対応の状況

2 前項の点検評価について、次の4区分により達成度の評価を行う。

- (1) 順調に達成したもの A
- (2) おおむね達成したもの B
- (3) 達成したが課題があったもの C
- (4) 達成できなかったもの D

(点検評価の手順)

第3条 点検評価を実施するに当たり、教育委員会事務局各課が、その所管する事務事業等について第一次評価を行う。

2 教育委員会は第一次評価の結果を基に、飛驒市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱（平成21年飛驒市教育委員会告示第1号）第3条の規定による点検評価委員の意見を聴いたうえで、最終評価を行う。

3 教育委員会は前項の最終評価を報告書にまとめ、議会に提出する。

4 教育委員会は前項の報告書を公表する。

(庶務)

第4条 点検評価の庶務は、教育総務課において行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日教育委員会訓令第2号)

この訓令は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。